

消費者支援機構福岡発 2019-035 号
2019 年 8 月 28 日

北九州マラソン実行委員会 御中

適 格 消 費 者 団 体
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
理 事 長 朝 見 行 弘
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 1 丁目 18 番 16 号
博多駅前 1 丁目ビル 302 号
TEL 092-292-9301 / FAX 092-292-9302

申 入 書

当機構は、消費者の権利確立をめざし、消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行うことを目的として、福岡県内の弁護士、司法書士、消費生活相談員など消費者問題に取り組んでいる団体及び個人によって 2009 年 9 月に設立され、2012 年 11 月に消費者契約法に基づき内閣総理大臣より適格消費者団体としての認定を受けております。

当機構は、消費者契約法などに基づいて消費者に対する不当な勧誘行為や、不当契約条項の使用中止の申入れを行い、差止請求訴訟を提起するとともに、消費者被害の救済に必要と思慮する場合においては、任意の申入れを行うなど、消費者裁判手続特例法に基づく損害賠償請求訴訟を提起する権限を有する特定適格消費者団体の認定を受けるべく活動を展開しています。

さて、当機構は、貴実行委員会が開催準備を進められている「北九州マラソン 2020」につきまして、北九州市に 1 万人を超える市民ランナーが集まり、市民の健康の増進に寄与する重要なイベントとして、その開催には賛同するところですが、公開されている別添募集要項の検討を行ったところ、本件マラソン申込規約等につき、消費者契約法に抵触すると思われる条項があるものと判断いたしましたので、下記のとおり申入れを行います。なお、今年度の申し込みがすでに始まっているところではありますが、当機構としましては、今年度の大会においても申入れの趣旨に準じたご対応を求めるとともに、次年度以降の開催に向けた規約改正についてご検討いただきたく、申入れを行う次第です。

つきましては、本申入れに対する貴実行委員会のご回答を、2019 年 9 月 27 日までに、書面にて当機構事務局までご送付いただきますようお願い申し上げます。また、同募集要領によれば、主催者として「北九州市、(一財)福岡陸上競技協会」と記載されているものの、その代表者および住所が示されておらず、本件マラソン参加契約の契約当事者(主催者)を明確に特定できないことから、貴実行委員会に本件マラソン参加契約にかかる代理権が付与されているものとして、貴実行委員会に対して本件申入れを行います。しかし、消費者契約法第 41 条書面の送付および同法第 12 条第 3 項に基づく差止請求訴訟の提起にあたっては、本件マラソン参加契約の契約当事者(主催者)の住所および代表者の氏名が必要となることから、これら住所および代表者の氏名を明らかにしていただくようお願いいたします。

なお、本申入れは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申入れの内容及びそれに対する貴実行委員会のご回答の有無とその内容等、本申入れ以降のすべての経緯・内容を当機構のウェブサイト等で公表させていただきますのでご留意ください。

記

第1 申入れの趣旨

- (1) 「北九州マラソン 2020 募集要項」の「申込規約」に記載された「(1)主催者は疾病や紛失、その他の事故に際し、応急処置を除いて一切の責任を負いません。」という条項の削除または消費者契約法に適合する内容への変更を求めます。
- (2) 「北九州マラソン 2020 募集要項」の「申込規約」に記載された「(4)地震・風水害・荒天・積雪・事件・事故・疾病等主催者の責によらない事由による中止の場合、参加料・手数料・ニックネーム入りナンバーカードの料金、スポーツ振興募金の返金は原則として行いません。」という条項の削除または消費者契約法に適合する内容への変更を求めます。
- (3) 「北九州マラソン 2020 募集要項」の「申込規約」に記載された「(5)過剰入金・重複入金の返金はいたしません。」という条項の削除を求めます。
- (4) 「北九州マラソン 2020 募集要項」の「申込方法・大会参加の流れ」の「スポーツ振興ランナー（ふるさと納税）枠」における「※入金後の『参加料』『手数料』『ニックネーム入りナンバーカードの料金』の返金はいたしません。」という記載の削除または消費者契約法に適合する内容への変更を求めます。

第2 申入れの理由

(1) 消費者契約法の適用について

本件マラソンへの参加（エントリー）は、ランナーによる参加申込み（エントリー申込）と本件マラソン主催者による参加承諾（エントリー受付）の合致によって成立するマラソン参加契約であり、事業として本件マラソンを主催する北九州市および（一財）法人福岡陸上競技協会は、いずれも消費者契約法第2条第2項の定める「事業者」に該当します。一方、ランナーは、事業としてまたは事業のためではなく個人として本件マラソンに参加するものであり、同条第1項の定める「消費者」に該当します。なお、ランナーは、募集要項の「その他(2)」にあるとおり、広告目的で企業名・商品名等を意味する図案および商標等、広告的なものを身につけたり表示することを禁じられており、この点においても事業者性は否定されるものといえることができます。

したがって、本件マラソン参加契約は、消費者契約法第2条第3項の定める「消費者契約」に該当し、消費者契約法の適用を受けることになります。

(2) 申入れの趣旨第1項について

消費者契約法第8条第1項第1号は「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」について、同項第3号は「消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」について、いずれもこれらの条項を無効とする旨を定めています。

そして、「北九州マラソン 2020 募集要項」の「申込規約」に記載された「(1)主催者は疾病や紛失、その他の事故に際し、応急処置を除いて一切の責任を負いません。」という条項は、応急処置を除いて主催者の責任を免除していることから、本件マラソン契約に関して生じた主催者の債務不履行責任および不法行為責任はすべて免除されることになります。

しかし、レース中の誘導ミスによりランナーが一般車両と接触事故を起こした場合

などには、安全配慮義務違反として主催者に損害賠償責任が生じることが考えられます。また、応急処置の対応がなされた場合であっても、その処置に過失が認められる限り、主催者に損害賠償責任が生じる可能性があります。さらに、ランナーの所持品を預かったのであれば、無償で預かったとしても、自己の財産に対するのと同じ注意義務を怠った場合において主催者が損害賠償責任を負うことは明らかなです（民法 659 条）。

このように、本件マラソン契約に伴って主催者が参加者（ランナー）に対して債務不履行責任あるいは不法行為責任を負う可能性は否定できません。しかし、本件申込規約の規定は、何らの限定を付することなく主催者の責任を免除しており、主催者の負う債務不履行責任および不法行為責任の全部を免除するものとして、消費者契約法第 8 条第 1 項第 1 号および第 3 号に反するものとして無効であるといわざるを得ません。

したがって、同条項の削除または消費者契約法に適合する内容への変更を求めます。

(3) 申入れの趣旨第 2 項について

主催者および参加者（ランナー）のいずれもの責によらない「地震・風水害・荒天・積雪・事件・事故・疾病等」の事由によって本件マラソンが中止となった場合において、その対価である参加料の支払いは、民法上、危険負担の問題として取り扱われることとなります。そして、「特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約の目的とした場合」を除く契約においては、いわゆる「債務者主義」がとられており（民法第 536 条）、主催者は、本件マラソンへの参加の対価である参加料等を受け取ることができないこととなります。しかし、「北九州マラソン 2020 募集要項」の「申込規約」には、「(4)地震・風水害・荒天・積雪・事件・事故・疾病等主催者の責によらない事由による中止の場合、参加料・手数料・ニックネーム入りナンバーカードの料金、スポーツ振興募金の返金は原則として行いません。」として、民法の適用と異なる合意が定められています。

消費者契約法第 10 条は、消費者契約につき、「公の秩序に関しない規定」の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする」ものと規定しています。

民法第 536 条は任意規定であり、消費者契約法第 10 条にいう「公の秩序に関しない規定」であることは明らかなです。そして、上記条項が適用された場合に参加者（ランナー）は参加料等の返還を受けることができず、本件マラソンが中止されたことに危険を負担することとなって、民法第 536 条の規定する債務者主義が適用された場合に比して消費者の権利が制限されることとなります。したがって、上記条項が、消費者契約法第 10 条の第 1 要件に該当することは明らかなであり、主催者による参加料等の返還を否定すべき合理的理由はなく、消費者（参加者（ランナー））の利益を一方的に害することから同条の第 2 要件に該当するものといえることができます。

したがって、「北九州マラソン 2020 募集要項」の「申込規約」に記載された「(4)地震・風水害・荒天・積雪・事件・事故・疾病等主催者の責によらない事由による中止の場合、参加料・手数料・ニックネーム入りナンバーカードの料金、スポーツ振興募金の返金は原則として行いません。」という条項は、消費者契約法第 10 条に反するものとして無効であるといわざるを得ませんので、同条項を削除し、参加者（ランナー）の登録等に実際に要した費用を超える参加料、手数料、料金は返金する内容への変更を求めます。

(4) 「北九州マラソン 2020 募集要項」の「申込規約」によれば、「(5)過剰入金・重複入金の返金はいたしません。」と定められています。しかし、過剰入金あるいは重複入金など参加者（ランナー）がその支払義務を超える参加費等を支払った場合には、民法上、

その超過支払分は不当利得として主催者に返還義務が生じることになることから（民法第 703 条）、申込規約の上記条項は、民法第 703 条と異なる合意を定めたものということができます。

そして、民法第 703 条は任意規定であり、消費者契約法第 10 条にいう「公の秩序に関しない規定」であることは明らかです。そして、上記条項が適用された場合に参加者（ランナー）は超過支払分の返還を受けることができず、民法第 703 条が適用された場合に比して消費者の権利が制限されることとなります。したがって、上記条項が、消費者契約法第 10 条の第 1 要件に該当することは明らかであり、主催者による超過支払い分の返還を否定すべき合理的理由はなく、消費者（参加者（ランナー））の利益を一方的に害することから同条の第 2 要件に該当するものということができます。

したがって、「北九州マラソン 2020 募集要項」の「申込規約」に記載された「(5)過剰入金・重複入金の返金はいたしません。」という条項は、消費者契約法第 10 条に反するものとして無効であるといわざるを得ませんので、同条項を削除することを求めます。

(5) 「北九州マラソン 2020 募集要項」の「申込方法・大会参加の流れ」の「スポーツ振興ランナー枠」には、「※入金後の『参加料』『手数料』『ニックネーム入りナンバーカードの料金』の返金はいたしません。」と記載されています。しかし、本件マラソンが中止となった場合において、これらの費用は、民法上、不当利得として主催者に返還義務が生じることになることから（民法第 703 条）、上記記載は、民法第 703 条と異なる合意を定めたものということができます。

そして、民法第 703 条は任意規定であり、消費者契約法第 10 条にいう「公の秩序に関しない規定」であることは明らかです。そして、上記条項が適用された場合に参加者（ランナー）はこれら費用の返還を受けることができず、民法第 703 条が適用された場合に比して消費者の権利が制限されることとなります。したがって、上記条項が、消費者契約法第 10 条の第 1 要件に該当することは明らかであり、主催者によるこれら費用の返還を否定すべき合理的理由はなく、消費者（参加者（ランナー））の利益を一時的に害することから同条の第 2 要件に該当するものということができます。

したがって、「北九州マラソン 2020 募集要項」の「申込方法・大会参加の流れ」の「スポーツ振興ランナー枠」における「※入金後の『参加料』『手数料』『ニックネーム入りナンバーカードの料金』の返金はいたしません。」という記載は、消費者契約法第 10 条に反するものとして無効であるといわざるを得ませんので、同条項を削除し、参加者の登録等に実際に要した費用を超える参加料、手数料、料金は返金する内容への変更を求めます。

第 3 結語

以上の検討および「北九州マラソン 2020 募集要項」の「申込規約」の「(6)本大会は国内外の関連する全ての法律を遵守し、実施されるものとします。」という規定の趣旨を踏まえ、当機構は、貴実行委員会に対し、「北九州マラソン 2020 募集要項」における申入れの趣旨記載の各条項につき、それぞれ削除等の措置を講じられるよう申し入れます。

以 上